

新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	桑名病院	<u>新潟市東区河渡</u> <u>甲140番地</u>	新潟市東区	桑名病院	<u>新潟市東区河渡</u> <u>字浜谷内沖甲140</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
柏崎市	(略) 柏崎厚生病院	(略) <u>柏崎市大字茨目</u> <u>字二ツ池2071-1</u>	柏崎市	(略) 柏崎厚生病院	(略) <u>柏崎市大字茨目</u> <u>2071-1</u>
	(略) <u>介護老人保健施設</u> <u>米山爽風苑</u>	(略) <u>柏崎市大字茨目</u> <u>字二ツ池2071-1</u>		(略) <u>老人保健施設</u> <u>米山爽風苑</u>	(略) <u>柏崎市大字茨目</u> <u>2071-1</u>
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。